

被災された皆様へ

【第6版】

**平成30年7月豪雨で被災された皆様に対する
支援制度について**

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

支援制度において、第2・3・4・5版からの修正・追加箇所 **(赤字部分)**
がございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ窓口：0894-62-1111

平成31年3月28日 現在

西予市

平成30年7月豪雨で被災された皆様への支援制度について(目次)

No.	種別	支援メニュー	担当部署	ページ
1	生活支援	支援制度相談窓口	総務課	P1
2		被災証明の申請受付	税務課	P2
3		被災届出証明書の申請受付	税務課	P3
4		危険空家除去事業	建設課	P4
5		更新 被災者生活再建支援制度及び被災者生活再建緊急支援金(特別支援金)	福祉課	P5
6		追加 西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金	まちづくり推進課	P8
7	支援金・見舞金・義援金	災害見舞金の支給	福祉課	P10
7-2		更新 西予市義援金の配分	福祉課	P11
8	衛生	更新 家屋内の障害物(土砂等の堆積物)の受け入れ	環境衛生課	P13
9		更新 災害ごみ	環境衛生課	P13
10	国民年金	国民年金保険料の免除	市民課	P14
11		学生の国民年金保険料学生納付特例	市民課	P15
12		老齢福祉年金及び障害基礎年金(20歳前障害基礎年金にかかるもの)の支給	市民課	P16
13	税金・保険料・手数料等の減免	各種証明書の交付手数料の免除	市民課 税務課	P17
14		更新 介護保険料の減免	長寿介護課	P18
15		更新 介護サービス利用料の減免	長寿介護課	P19
16		後期高齢者医療保険料の減免	市民課	P20
17		更新 医療費の一部負担金の猶予・免除	市民課	P21
17-2		更新 医療費の一部負担金の猶予・免除(西予市国民健康保険以外)	市民課	P22
18		更新 災害による市税(市県民税・国民健康保険税・固定資産税)の減免等について	税務課	P23
19	更新 水道料金・下水道使用料の減免(免除)	上下水道課	P25	
20	住居支援	被災住宅の応急修理	福祉課	P27
21		更新 応急仮設住宅(借上型)制度による住宅の提供	福祉課	P28
22		家屋全壊・半壊された方への市営住宅の提供(一時使用)(随時募集)	建設課	P30

No.	種別	支援メニュー		担当部署	ページ	
23	子ども・教育	更新	被災者のための子育て支援サービス	子育て支援課	P31	
24	仕事		失業給付関係対策【失業給付を受給されている方】	経済振興課	P32	
25			失業給付関係対策【雇用保険支給の特例措置】	経済振興課	P33	
26			失業給付関係対策【休業手当を支払う場合の助成金】	経済振興課	P34	
27		更新	被災中小企業・小規模事業者対策	経済振興課	P35	
27-2		更新	被災中小企業・小規模事業者対策【労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付について】	経済振興課	P37	
27-3			愛媛県豪雨災害緊急地域雇用維持助成金のご案内	経済振興課	P38	
27-4		更新	西予市中小企業者等復興補助金	経済振興課	P39	
27-5			グループ補助金	経済振興課	P40	
27-6			災害関連対策資金等利子補給	経済振興課	P41	
27-7		更新	経営再建に向けた相談会（愛媛県よろず支援拠点）	経済振興課	P42	
28		更新	農地・農業施設の災害復旧	農業水産課	P43	
29		その他	更新	こころの健康相談	健康づくり推進課	P44
30				自然災害に便乗した義援金詐欺・悪質商法への注意喚起	経済振興課	P45
31				自然災害を補償する損害保険について	経済振興課	P46

1. 支援制度相談窓口

支援制度に関する相談は、引き続き、本庁および各支所でお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

【受付時間】

- ・ 本庁および各支所 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (平日)

【問い合わせ先】

西予市役所(代表)	0894-62-1111
野村支所 (代表)	0894-72-1111
明浜支所 (代表)	0894-64-1111
城川支所 (代表)	0894-82-1111
三瓶支所 (代表)	0894-33-1111

2. り災証明の申請受付

り災証明書交付のための現地調査の申し込みを受け付けています。申し込みの際は、可能な限り被害状況のわかる写真の添付をお願いします。

【現地調査申請期限（新規・再調査とも）】

平成 31 年 3 月 29 日（金）

※り災証明書の再発行は、当面の間継続します。

【撮影のポイント】

- ・家の外観をなるべく 4 方向から、破損状況と浸水した深さがわかるように撮影してください。
- ・室内の破損状況についても、わかるように撮っておいてください。

【受付場所】

西予市役所税務課または各支所総務課

【申し込みに必要な書類】

- ・り災証明願
- ・被害状況がわかる写真（可能な限り）
- ・本人確認書類（免許証・保険証など）

【交付について】

被害認定調査終了後、申請者に郵送で交付します。

【問い合わせ先】

西予市役所 税務課 0894-62-6401

3. 被災届出証明書の申請受付

【被災届出証明書とは】

災害により被災した自動車・家財道具等の被害の状況について、市に届け出ていることを証明するものです。

【申請期限】

平成 31 年 3 月 29 日（金）

【受付場所】

西予市役所税務課または各支所総務課

【問い合わせ先】

西予市役所 税務課 0894-62-6401

4. 危険空家除却事業

今回の豪雨によって空家が半壊以上の被害を受け、自ら除却する資力のない世帯に対し、被災した空家の除却費の一部を補助します。

【対象となるもの】

- ・ り災証明書で、「半壊以上」と判定された「非住家」の内、主として住宅として使用していたもの
- ・ 当該工事に要する費用が 50 万円以上のもの
- ・ 空家の危険度判定を実施し、危険空家として認定されたもの

【支援内容】

空家の除却費用に対する補助

補助額：補助対象経費の 10 分の 8 以内の額。ただし 80 万円上限

※補助対象となるのは、空家本体の除却・処分費であり、家財道具の処分、除却後の土地の整地等は補助対象外です。

【必要書類】

西予市危険空家除却事業事前調査申請書

り災証明書の写し

【問い合わせ先】

西予市役所 建設課 0894-62-6410

5. 被災者生活再建支援制度及び被災者生活再建緊急支援金 (特別支援金)

住居に被害を受けた世帯を対象に、国の生活再建支援金および、県・市の生活再建緊急支援金が被害区分に応じて支給されます。

【対象となる方】

- ① 住居が「全壊」した世帯
- ② 住居が半壊、又は住居の敷地に被害が生じ、その住居をやむを得ず解体した世帯（全壊扱いとなります。）
- ③ 住居が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ④ 住居が「半壊」した世帯
- ⑤ 住居が半壊に至らない「床上浸水」した世帯（り災証明「一部損壊（床上）」の世帯）

－お詫び－第2版に掲載された「長期避難」等の表記について

西予市における避難指示区域は要件を満たしていないため、国の定める「長期避難」には該当しないにもかかわらず対象として掲載し、また、市民の皆様への説明会においても、「長期避難」について一部不適切な内容で説明をいたしました。これらのことにより誤解を招くこととなったことに対し、深くお詫びいたします。

【内 容】

支援金の支給額は、以下の最大3つの支援金の合計額となります。

（※世帯人数が1人の場合は、支給金額一覧の()内の金額となります。）

- ① 住居の被害程度に応じて支給する国の支援金（基礎支援金）
- ② 住居の再建方法に応じて支給する国の支援金（加算支援金）
- ③ 住居の被害程度に応じて支給する県・市の支援金（特別支援金）

【申請期限】

- ① 基礎支援金 平成31年8月4日まで
- ② 加算支援金 平成33年8月4日まで
- ③ 特別支援金 平成31年8月4日まで（※申請期限が再延長されました）

【支給金額一覧】

被害区分	住宅再建等 区分	基礎支援金 (国の支援金)	加算支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・西予市の支援金)	合計 (国+県・西予市の支援金)
全壊 解体	建設・購入	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	75万円 (562,500円)	375万円 (2,812,500円)
	補修		100万円 (75万円)		275万円 (2,062,500円)
	賃貸住宅 ※公営住宅等 入居者を除く。		50万円 (37.5万円)		225万円 (1,687,500円)
大規模半壊	建設・購入	50万円 (37.5万円)	200万円 (150万円)	75万円 (562,500円)	325万円 (2,437,500円)
	補修		100万円 (75万円)		225万円 (1,687,500円)
	賃貸住宅 ※公営住宅等 入居者を除く。		50万円 (37.5万円)		175万円 (1,312,500円)
半壊	—	—	—	37.5万円 (281,250円)	37.5万円 (281,250円)
一部損壊 (床上)	—	—	—	22.5万円 (168,750円)	22.5万円 (168,750円)

※公営住宅等には、応急仮設住宅及び民間借上げ住宅（みなし仮設住宅）も含まれます。

※単身世帯は（ ）の金額になります。

【申請方法】

基礎支援金（国の支援金）・特別支援金（県・市の支援金）について

対象となるり災証明書が発行されている方で、まだお手続きをされていない方は、必要書類をご持参の上、申請手続きを行ってください。

※被害区分が変更となった方、または、住居をやむを得ず解体された方（大規模半壊、半壊または敷地被害）は差額分の申請手続きが必要となります。（申請には、変更後のり災証明書、住居を解体したことの証明書等が必要です。）

※世帯の状況等に応じて、別途書類が必要となる場合があります。

加算支援金（国の支援金）について

基礎支援金を申請された方のうち、住居について今後の再建方法が決定された方は、再建方法に応じて加算支援金が支給されます。必要書類をご持参の上、申請手続きを行ってください。

※契約書に関する留意事項

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害による（建設・購入・補修）であることを記載してください。
- ・契約内容は再建方法が判断できるよう記載してください。
- ・契約者は原則基礎支援金請求者としてください。

※契約の内容等によっては、別途提出書類が必要となる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

【必要書類一覧】

		全 壊 扱 い			大規模 半壊	半壊	一部損壊 (床上)
		全壊	半壊 解体	敷地被害 解体			
基礎 支援金	① り災証明書(原本)	○	○	○	○	○	○
	② 解体証明書または 滅失登記簿謄本		○	○			
特別 支援金	敷地被害証明書類			○			
	③ 住民票	○	○	○	○	○	○
	④ 預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
加算 支援金	⑤ 契約書等の写し	○	○	○	○		

【手続き先】

西予市役所福祉課 または 各支所生活福祉課

【問い合わせ先】

西予市役所 福祉課 0894-62-6428

6. 西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金について

平成 30 年 7 月豪雨により、愛媛県内で自宅が全壊(半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により解体した場合を含む。)した方の住宅再建を支援し、早期の生活再建を図るために、西予市土地開発公社の分譲する宅地の取得費用を補助します。

本制度は、申請者が宅地取得費用にかかる譲渡代金から、補助金額を差し引いた金額を西予市土地開発公社に支払い、申請者から委任された西予市土地開発公社に市が直接補助金を支払う制度です。

【補助対象者】

次の要件を全て満たす方

1. 愛媛県内に住民登録があり、平成 30 年 7 月豪雨により被災された世帯の方
2. 住宅再建のため、西予市土地開発公社と宅地譲渡契約した方
3. 宅地引き渡し後、3 年以内に自己の居住する住宅を建築できる方
4. 住宅建築後、10 年以上定住する意思のある方

※偽りその他不正が発覚した場合は、補助金の返還を命ずる場合があります。

【補助対象者】

○さくら団地（西予市宇和町さくら）42 区画

面積：49.73 坪～113.29 坪 分譲価格：4,376,240 円～9,176,490 円

○みどり団地（西予市宇和町伊賀上）13 区画

面積：68.83 坪～136.25 坪 分譲価格：11,012,800 円～19,075,000 円

○いぶき団地（西予市三瓶町津布理）12 区画

面積：97.81 坪～102.41 坪 分譲価格：6,012,000 円～6,485,000 円

○高野子団地（西予市城川町高野子）6 区画

面積：58.41 坪～63.01 坪 分譲価格：4,400,429 円～4,588,569 円

【補助金の額】

宅地譲渡代金の 2 分の 1（上限：400 万円） ※10 万円未満の端数切捨て

【補助金の額】

交付申請書兼請求書、代理受領委任状に以下の書類を添付して申請してください。

- 世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているもの）
- 罹災証明書
- 宅地分譲契約書の写し

- 敷地被害証明書等（敷地被害が生じた場合）
- 解体証明書等（住宅を解体した場合）
- 世帯員の市町民税、国民健康保険税(料)の完納を証する書類等（過去 5 年分）

【申込期間】

平成 30 年 9 月 27 日から平成 32 年 9 月 2 日まで

【ホームページ】

http://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/soumu_kikaku/machi/ijuuteijusoku/shinn/5529.html

【お問い合わせ先】

西予市土地開発公社（西予市役所監理用地課内） 0894-62-6494
西予市役所 まちづくり推進課 0894-62-6403

7. 災害見舞金の支給

【対象となる方】

災害で被害を受けた方で支給要件に該当する方

【内 容】

(支給額) ①全壊・流失	50,000円/世帯
②半壊(大規模半壊を含む)	30,000円/世帯
③床上浸水	20,000円/世帯

【申請手続】

西予市役所福祉課または各支所生活福祉課窓口へ届出書の提出が必要です。

手続には印鑑・世帯主の通帳(振込口座の確認できるもの)をお持ちください。

届出の際、り災証明書の提示が必要となります。

【問い合わせ先】

西予市役所 福祉課 0894-62-6428

7-2. 西予市義援金の配分

今回の豪雨によって被害を受けられた方々に寄せられました義援金について、愛媛県及び西予市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、対象となる方へ順次配分いたします。

【対象となる方】

- ① 災害を受けた当時、西予市の区域内に住所を有していた「り災者」がいた世帯の世帯主
- ② 災害により死亡した当時、西予市の区域内に住所を有していた「り災者」の遺族
- ③ 義援金申請書を提出している人

【内 容】

- ・西予市平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会において、第1次配分から第3次配分まで決定し、下記の配分基準のとおり配分を行っております。

配分基準

		西予市	愛媛県	合計
人的被害 (人)	死亡者	40万円	300万円	340万円
	行方不明者			
住家被害 (世帯)	全壊	27万円	200万円	227万円
	半壊 (大規模半壊を含む)	16万円	100万円	116万円
	床上浸水	8万円	40万円	48万円
	一部破損(土砂流入)	4.5万円	20万円	24.5万円
避難指示世帯(住家被害との重複は除く) ※仮設住宅等に避難している方が対象		20万円	-	20万円

【申請手続】

すでに、西予市災害見舞金の対象で申請がお済みの方は、再度のお手続きは必要ありません。西予市災害見舞金申請に届け出ていただいております指定口座にお振込みをいたします。

義援金の対象となる方でまだ申請がお済みでない場合は、次の必要書類をご持参の上、申請手続きを行ってください。

- ① 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金申請書（窓口にございます。）
- ② 振込先預金通帳
- ③ 印鑑（認印可）
- ④ り災証明書

【申請場所】

西予市役所 福祉課 または 各支所 生活福祉課

【問い合わせ先】

西予市役所 福祉課 0894-62-6428

8. 家屋内の障害物（土砂等の堆積物）の受け入れ

更 新

仮置場への豪雨災害により発生した住宅の中の堆積物についての受け入れは、平成31年3月29日(金)をもって終了します。

受け入れの際には、被災され生じたごみであることの確認のため、り災証明書などでご本人確認をいたします。

【問い合わせ先】

西予市役所 環境衛生課 0894-62-1132

9. 災害ごみ

更 新

仮置場への豪雨災害により発生した災害ごみの受け入れは、月曜日から土曜日の午前9時から午後4時までとなっておりますが、平成31年3月29日(金)をもって終了させていただきます。

受け入れの際には、被災され生じたごみであることの確認のため、り災証明書などでご本人確認をいたします。

なお、平成31年3月30日(土)以降、野村ダム駐車場は公費解体廃棄物の受け入れのみとなります。

【問い合わせ先】

西予市役所 環境衛生課 0894-62-1132

10. 国民年金保険料の免除

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）（住宅・家財※などに2分の1以上の損失があった場合）

- ・ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除します。

※家財には、事業用財産（機械、器具、車両等）も含まれます。

【内 容】

年金保険料納付の免除ができます。

免除期間 平成30年6月分～平成32年6月分まで

【必要なもの】

- ・ 年金手帳（紛失された場合は、再交付の手続きが必要となります。）
- ・ 印鑑
- ・ り災証明書(写)
- ・ 被災状況届（問い合わせ先に用意しています。）

【その他】

- ・ 免除の承認を受けると将来受け取ることができる年金額が少なくなります。

（例）全額免除で免除期間が2年の場合、将来受け取る年金額は、年額約19,400円少なくなります。

- ・ 免除の承認を受けた期間の年金保険料は、追納することができます。追納が承認された月の前10年以内の免除期間について追納できます。

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課 0894-62-6405

11. 学生の国民年金保険料学生納付特例

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者の学生で国民年金を納付している方で、納付が困難になった方（住宅・家財※などに2分の1以上の損失があった場合）

- ・保険などによる補てんがある場合はその分を控除します。

※家財には、事業用財産（機械、器具、車両等）も含まれます。

【内 容】

年金保険料納付が猶予されます。

【必要なもの】

- ・年金手帳（紛失された場合は、再交付の手続きが必要となります。）
- ・印鑑
- ・在学証明書又は学生証（有効期限の記載のあるもの）

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課 0894-62-6405

12. 老齢福祉年金及び障害基礎年金（20歳前障害基礎年金にかかもの）の支給

【対象となる方】

所得制限により老齢福祉年金・障害基礎年金の支給が停止されている方で被害により、収入減が認められる方

（住宅・家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除します。

※老齢福祉年金の対象は、大正5年4月1日以前生まれの方です。

※家財には、事業用財産（機械、器具、車両等）も含まれます。

【内容】

支給停止が解除されます。

※損害を受けた月から翌年の7月までの支給停止が解除されます。

【必要なもの】

- ・年金証書（紛失された場合は、再交付の手続きが必要となります。）
- ・印鑑
- ・り災証明書（原本）
- ・国民年金受給権者所得状況届（すでに提出されている方は不要です。）
- ・被災状況届
（問い合わせ先に用意しています。）
- ・老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届
（問い合わせ先に用意しています。）

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課 0894-62-6405

13. 各種証明書の交付手数料の免除

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

【手数料が免除できる証明書の種類】

- ①住民票の写しの交付
- ②住民票記載事項証明書
- ③印鑑に関する証明（印鑑証明書）
- ④戸籍（除籍）の謄本・抄本の写しの交付
- ⑤戸籍の附票の写しの交付
- ⑥その他戸籍に関する証明
- ⑦印鑑登録証の交付
- ⑧マイナンバーカードの再発行
- ⑨所得課税証明書
- ⑩固定資産関係証明書
- ⑪納税証明書
- ⑫その他の税証明（本庁、各支所税務課のみ）

※ 手数料の免除を申請される場合は、り災証明書（コピー可）の提示が必要です。
また、④印鑑に関する証明書を取られる場合は印鑑登録証の提示が必要です。

【取り扱いができる窓口】

①～⑤の証明発行窓口

西予市役所市民課

各支所生活福祉課

各出張所及び各公民館

⑥～⑧の発行窓口

西予市役所市民課

各支所生活福祉課

⑨～⑫の証明発行窓口

西予市役所税務課

各支所総務課

【問い合わせ先】

①～⑧の手続き

西予市役所市民課 0894-62-6405

⑨～⑫の手続き

西予市役所税務課 0894-62-6401

14. 介護保険料の減免

災害により被災された方について、介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免制度があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【対象となる方（申請事由）】

西予市の介護保険被保険者で、平成30年7月豪雨により次のいずれかの申し立てをされた方

- ①住家の全半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被災(※)をされた方
※避難指示区域の世帯であって、仮設住宅等に避難している方
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- ④主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑤世帯の主たる生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる方

【内容】

以下について減免されます。

- ・介護保険料：被災された第1号被保険者の平成30年度介護保険料で被災後に納期が到来するもの、被災された第1号被保険者の平成31年度介護保険料のうち平成31年4月分から6月分に相当するもの

【手続き】

市へ申請書を提出する必要があります。（長寿介護課及び各支所生活福祉課）

なお、平成30年度中に申請書を提出いただいている場合、平成31年度に改めて申請書を提出いただく必要はありません。

※申請事由①～④については口頭での申告によります（り災証明書は不要）が、後日、被災状況等について確認をさせていただく場合があります。申請事由⑤については、平成29年及び平成30年中の収入のわかるもの（確定申告書の写し等）、保険金・損害賠償等の補てん額を確認できるものが必要となります。

【問い合わせ先】

西予市役所 長寿介護課 0894-62-6406

15. 介護サービス利用料の減免

災害により被災された方について、介護サービス利用料の減免制度(①平成 30 年 7～12 月利用分 ②平成 31 年 1～6 月利用分)があり、それぞれ手続き方法が異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【対象となる方（申請事由）】※①②ともに同条件

西予市の介護保険被保険者で、平成 30 年 7 月豪雨により次のいずれかの申し立てをされた方

- ・住家の全半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被災(※)をされた方
※避難指示区域の世帯であって、仮設住宅等に避難している方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【内容・手続き】

①介護サービス利用料を減免：平成 30 年 7～12 月利用分

介護サービス事業所等の窓口において、口頭で申告をしてください。

※申請事由については口頭での申告によります（り災証明書は不要）が、後日、被災状況等について確認をさせていただく場合があります。

②介護サービス利用料を減免：平成 31 年 1～6 月利用分

あらかじめ市へ申請し、「免除認定書」の交付を受け、介護サービス事業所等の窓口において提示してください。

【問い合わせ先】

西予市役所 長寿介護課 0894-62-6406

16. 後期高齢者医療保険料の減免

災害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。いずれも申請が必要です。
詳しくは下記へお問い合わせください。

【対 象】

- ・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害（10分の3以上）を受けたとき
- ・ 農作物の被害を受けたとき
（※所得等の減少割合が10分の3以上の場合に、減免の対象となります。）
（※農業等以外の所得400万超は、減免の対象となりません。）

※保険などによる補てんがある場合は減免額が変わります。

【必要なもの】

- ・ 災証明書（コピー可）
- 必要に応じて添付
- ・ 写真（建物遠景、室内等被災の状況がわかる物）
 - ・ 委任状
 - ・ 生計維持者であることが確認できる書類
（例：通帳等、送金していることがわかるもの）

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課 0894-62-6405

17. 医療費の一部負担金の猶予・免除

今回の豪雨で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で**保険証と併せて免除証明書を提示**することで、一部負担金の支払いが猶予（免除）されます。

【対象となる方】

西予市国民健康保険

- ・住家の全半壊、床上浸水による被災をした方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 等

(窓口において免除証明書を提示してください。)

※西予市における国民健康保険加入者については、猶予された一部負担金は免除されます。

【免除期間】

平成 30 年 7 月 5 日～平成 31 年 6 月 30 日診療分まで

【免除証明書の交付について】

西予市国民健康保険では要件該当被保険者に対して、免除証明書を交付しています。免除証明書が交付されていない被保険者は、証明書の交付申請をお願いします。

【医療機関等に支払ってしまった一部負担金について】

原則として、当月分は医療機関の窓口へ返金の依頼をして下さい。受診月の翌月になった場合は、各保険者に還付の手続きを行って頂くことで、後日、返還されます。

【その他】

- ・医療機関に申告いただいた内容について、後日、西予市国民健康保険担当者から、確認をおこなう場合があります。
- ・入院時の食事代、はり・きゅうマッサージ、予防接種等はお支払いいただく必要があります。

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課

0894-62-6405

17-2. 医療費の一部負担金の猶予・免除（西予市国民健康保険以外）

今回の豪雨で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で**保険証と併せて猶予（免除）証明書を提示**することで、一部負担金の支払いが猶予（免除）されます。

【対象となる方】

- ・ 後期高齢者医療保険
- ・ 全国健康保険協会
（上記以外に一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）
- ・ 住家の全半壊、床上浸水による被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 等

【対象期間】

平成 30 年 7 月 5 日～平成 31 年 6 月 30 日診療分までです。

（窓口において**猶予（免除）証明書を提示**してください。）

猶予（免除）証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

【医療機関等に支払ってしまった一部負担金について】

原則として、当月分は医療機関の窓口へ返金の依頼をして下さい。受診月の翌月になった場合は、各保険者に還付の手続きを行って頂くことで、後日、返還されます。

【その他】

- ・ **平成 30 年 12 月分までは**医療機関に申告いただいた内容について、後日、各保険者から、確認が行われることがあります。
- ・ 入院時の食事代、はり・きゅう・マッサージ、予防接種等はお支払いいただく必要があります。

【問い合わせ先】

西予市役所 市民課	0894-62-6405
全国健康保険協会 愛媛支部	089-947-2100

18. 災害による市税（市県民税・国民健康保険税・固定資産税）の減免等について

災害により被害を受けた家屋等及び償却資産に対し、災害の日以後の納期にかかる市税について、被害の程度に応じて税額を減免します。減免を受けるには申請が必要です。既に申請書を提出され、減免に該当する方へは10月から通知していますので、ご不明な場合はお問い合わせください。

【市県民税】

前年中の合計所得金額と被害割合に応じて、**発災日において納期が未到来の平成30年度の税額**が減額されます。

なお、全期前納いただいている方につきましては、災害の日以後の納期にかかる税額を還付します。

・前年中の所得額ごとの減免割合

損害の程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	全 壊	大規模半壊 半 壊
500万円以下であるとき	全 部	2分の1
700万円以下であるとき	2分の1	4分の1
1,000万円以下であるとき	4分の1	8分の1

※災害による農作物の減収により、市県民税を減免する制度があります。

※災害による住宅や家財などの損害について、損害額を申告して雑損控除が適用になった場合は、市・県民税を軽減することができます。

【国民健康保険税】

主たる生計維持者の居住する住宅に被害を受けた世帯の国民健康保険税について、住家の損害程度に応じて、**発災日において納期が未到来の平成30年度の税額及び平成31年4月から6月の期間分に相当する税額**が減額されます。

なお、全期前納いただいている方につきましては、災害の日以後の納期に係る税額を還付します。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
大規模半壊 半 壊 一部損壊（床上浸水）	2分の1

【固定資産税】

災害により被害を受けた家屋及び償却資産について、損害の程度に応じて、**発災日**において納期が未到来の**平成 30 年度**の税額が減額されます。

- ・家屋の損害の程度と減免割合

損害の程度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
大規模半壊	10分の6
半 壊	10分の4

<建物を滅失した場合>

災害、その他の理由で、平成 30 年中に建物を滅失（流失、倒壊、取り壊しなど）した場合は、固定資産税の「家屋滅失届」を提出してください。

※平成 30 年中に「建物滅失登記」をした場合は提出不要です。

<被災代替家屋に係る特例>

被災した家屋の所有者が、被災した家屋に代わるものとして、災害発生日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に家屋を取得した場合、代替家屋を取得した年の翌年から 4 年度分の固定資産税を減額します。特例を受けるには申請が必要です。

<被災代替償却資産に係る特例>

被災した償却資産の所有者が、被災した償却資産に代わるものとして、災害発生日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に償却資産を新たに取得等した場合、取得等した年の翌年から 4 年度分の固定資産税を減額します。特例を受けるには申請が必要です。

【その他】

これらの減免・特例を受けるには、り災証明書が必要（償却資産のみの場合は、なくても可）です。り災証明書の新規申請期限は、平成 31 年 3 月 29 日（金）です。

【問い合わせ先】 西予市役所税務課 0894-62-6401

19. 水道料金・下水道使用料の減免（免除）

今回の豪雨により被災された方の水道料金及び下水道使用料（公共下水道及び農業集落排水処理施設）を減免（免除）します。

【申請受付期間】

- ・申請の受付期間は、平成31年4月30日までとする。

【対象となる方】

- ・西予市水道事業上水道及び下水道使用者
- ・平成30年7月の豪雨災害により被災し西予市から「り災証明書」の発行を受けた方
- ・り災証明書の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（床上浸水）」を対象とする。
また、り災物件が「非住家・非木造」かつ、り災程度が「一部損壊」のうち、店舗や事務所として使用しているものも対象とする。（※）
- ・西予市のり災を受けた場所に限る。
また、居住場所（同一使用者の場合のみ）が変わる場合についても西予市内であれば対象とする。
- ・応急仮設住宅については、同一使用者以外も減免の対象とする。
- ・避難指示区域の世帯で、居住のため家を借りた場合（使用者が対象世帯の方のみ）は西予市内の転居先のみ対象とする。ただし、2箇所以上家を借りる場合は、1箇所のみ（応急仮設住宅を優先）減免対象とする。

【減免（免除）の内容】

水道料金及び公共下水道使用料については、8月から10月請求分を全額免除し、11月から1月請求分については、使用水量を1/2減免する。

農業集落排水処理施設使用料については、7月から9月請求分を全額免除し、10月から12月請求分については、使用料の1/2を減免する。

（※）の減免（免除）内容は以下のとおり

水道料金及び公共下水道使用料については、7月使用分を含む検針請求分を全額免除する。

例：7月検針の場合：8月、9月請求分（6月・7月に使用した水量分）

8月検針の場合：9月、10月請求分（7月・8月に使用した水量分）

農業集落排水処理施設使用料については、7月使用分のみ全額免除する。

【提出書類】

- ・水道料金・下水道（公共・農集）使用料減免申請書

【その他】

別途、り災証明の申請手続きが必要です。

【問い合わせ先】

西予市役所 上下水道課 0894-62-6411

20. 被災住宅の応急修理

今回の豪雨によって住居が半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

【対象となる方】

以下の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- ・災害により住居が半壊以上被害を受けたこと
※全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。
- ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
- ・自ら修理する資力のないこと

【支援内容】

修理限度は1世帯当たり584,000円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

【必要書類】

- ・応急修理申込書
- ・り災証明書の写し
- ・世帯全員分の住民票

【問い合わせ先】

西予市役所 福祉課 0894-62-6428

21. 応急仮設住宅（借上型）制度による住宅の提供

今回の大雨によって住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、愛媛県が不動産業者と協力して民間の空き物件を借上げ、住居を無償提供いたします。

※物件については、愛媛県の協定締結団体または直接不動産業者にご自身でご連絡の上、選定いただきます。

【対象となる方】

①～⑤の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- ① 平成 30 年 7 月 5 日時点で西予市に居住していた方
- ②-1 今回の災害により住居が全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない方
- 2 半壊であっても住み続けることが困難な方
- 3 地すべり等により避難指示の長期化が見込まれる地区に居住している方
- ③ 自らの資力では住居が確保できない方
- ④ 建設型応急仮設住宅の利用をしていない方
- ⑤ 災害救助法に基づく応急修理制度を利用していない方

※「世帯」の取り扱いについて

住民票上の世帯が同一であっても、特別な理由（被災当時、別棟で生活されていた等）がある場合には、世帯員を分けて申請することもできます。

別途提出書類が必要となります。詳しくはお問合わせください。

【入居期間】

最長 2 年間

【家賃上限額(管理費・共益費を含む)】

月額 5 万円以内(単身世帯の方)

月額 6 万円以内(2 人の世帯の方)

月額 7 万円以内(3～4 人の世帯の方)

月額 9 万円以内(5 人以上の世帯の方)

【受付期間】

平成 31 年 5 月 31 日（金）まで

【必要書類】

- ・ 罹災証明書の写し
- ・ 住民票

※その他、仮設住宅の種類や入居者の状況によって必要になるものもあります。
詳細については、福祉課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

西予市役所 福祉課 0894-62-6428

22. 家屋全壊・半壊された方への市営住宅の提供（一時使用）（随時募集）

平成30年7月豪雨災害により被災された方に、西予市営住宅または西予市特定公共賃貸住宅の一時的な提供を行います。

【対象者】

平成30年7月豪雨災害の被災地の被災者のうち次の各号に該当する方

- ① 住宅が全壊、大規模半壊、半壊した方
- ② 地すべり等により、住居のある地域が避難指示区域に指定されている方
- ③ 暴力団ではない方

※ 保証人は不要です。

※ 市営住宅へ一時入居された場合でも、応急仮設住宅への入居が可能となりました。

【提供可能住戸】

入居受付時点での空き住宅（数に限りがありますので、ご希望に添えない可能性もあります）

【入居期間】

原則、入居日から6か月以内

【内 容】

- ① 家賃及び敷金：免除
- ② 入居者の負担：光熱水費、共益費及び自治会費
- ③ 退去時の修繕：原則免除（ただし、使用者の過失により修繕の必要が生じたときはその費用は負担していただきます。）

【提出書類】

- ① 西予市営住宅一時使用許可申請書、誓約書
- ② 被災証明書の写し

【提出先】

西予市役所 建設課 又は各支所産業建設課

【受付期間】

随時

【問い合わせ先】

西予市役所 建設課 0894-62-6410

23. 被災者のための子育て支援サービス

被災者の方が自宅の復旧作業等にあたっている間、自宅等での保育が困難な場合には、次の子育て支援サービスを利用できます。

【一時預かり】

- ・実施内容 生後6ヵ月から小学校入学前の幼児を一時的に預かります。
- ・実施場所 しろかわ保育所 うわまち未来こども園 宇和保育園
- ・お申込み 各保育所等へ直接ご相談、お申し込みをお願いします。
- ・連絡先 しろかわ保育所 0894-82-0001
うわまち未来こども園 0894-89-3131
宇和保育園 0894-62-2588

【ファミリー・サポート・センター】

- ・実施内容 地域の子育て経験者（提供会員）が、保育所への送迎や一時的な預かりなど保護者の希望に沿った支援を行います。
- ・実施場所 要相談
- ・お申込み センターへ利用のお申し込みをお願いします。
- ・連絡先 西予市ファミリー・サポート・センター 0894-62-1520

【病児保育】

- ・実施内容 体調を崩された子どもを保育することが困難な場合、病児保育室にて看護と保育を行います。タクシーによる送迎支援も実施しています。
- ・実施場所 西予市民病院横（スマイル保育園内病児保育室）
- ・お申込み 西予市スマイル保育園
- ・連絡先 0894-62-6736

【問い合わせ先】 西予市役所 子育て支援課 0894-62-6551

24. 失業給付関係対策【失業給付を受給されている方】

失業給付を受給されている方に対して、次のような制度があります。

【内 容】

①ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます

災害等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

(事前の申し出や、やむを得ない理由を証明する書類は不要。)

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。(やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。)

②他のハローワークでも失業認定の手続きができます

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。(給付手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。)

【受付・相談窓口】

ハローワーク八幡浜 0894-22-4033

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

25. 失業給付関係対策【雇用保険支給の特例措置】

被災区域の事業所の労働者が、災害により離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

【内 容】

事業所が、休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

【対象となる方】

雇用保険に6か月以上加入している方。

【必要書類等】

- ・勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」
- ・身分証明書（運転免許など）
- ・本人名義の預（貯）金通帳（カード）
- ・写真（縦3cm×横2.5cm）

※これらの書類等がない場合でも手続きを行うことができる場合がありますので、ハローワークにご相談ください。

【制度利用にあたっての留意事項】

この特例措置を利用して失業給付を受けた方については、休業が終了し雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前雇用保険の被保険者であった期日は通算されません。

【受付・相談窓口】

ハローワーク八幡浜 0894-22-4033

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

26. 失業給付関係対策【休業手当を支払う場合の助成金】

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

【内 容】

労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）が助成されます。

【休業の例】

例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。

- ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
- ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
- ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合等

【要件（事業活動の縮小について）】

- ・ 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- ・ 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。

【激甚災害の指定による要件緩和】

報道等のおり、激甚災害に指定される見込みとなっています。激甚災害に指定された場合には、上記の要件が緩和される可能性があります。

【受付・相談窓口】

上記に関する詳細な内容及び激甚災害指定後の要件については、ハローワーク八幡浜にお問い合わせください。

ハローワーク八幡浜 0894-22-4033

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

27. 被災中小企業・小規模事業者対策

経済産業省では、次のような被災中小企業・小規模事業者対策を行っています。

【特別相談窓口の設置】

被災地域において特別相談窓口が設置されています。愛媛県内の各相談窓口は次のとおりですので、以下の各制度及び詳細な内容については、該当の窓口へご相談ください。

- ・ 日本政策金融公庫 松山支店 中小企業事業 089-943-1231
- ・ " 松山支店 国民生活事業 089-941-6148
- ・ " 新居浜支店 国民生活事業 0897-33-9101
- ・ " 宇和島支店 国民生活事業 0895-22-4766
- ・ 商工組合中央金庫 松山支店 089-921-9151
- ・ 愛媛県信用保証協会 089-931-2114
- ・ 愛媛県内商工会議所（9会議所）
- ・ 愛媛県商工会連合会 089-924-1103
- ・ 愛媛県中小企業団体中央会 089-955-7150
- ・ 愛媛県よろず支援拠点 089-960-1131
- ・ (独) 中小企業基盤整備機構 四国本部 087-811-3330
- ・ 四国経済産業局 産業部中小企業課 087-811-8529

【災害復旧貸付】

被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資する制度です。

【小規模企業共済災害】

被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付が適用されます。

【ホームページ】

経済産業省 → ニュースリリース → ニュースリリースアーカイブ
→ 2018年度7月一覧から詳細な内容をご確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007.html>

【被災中小企業者等支援策ガイドブック】

中小企業庁では、被災した中小企業者が事業の復旧・再開に向け立ち上がる際の力

になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。

中小企業庁→平成 30 年 7 月豪雨関連情報→中小企業向け支援策ガイドブック→
愛媛県→ガイドブックから詳細な内容をご確認いただけます。ご活用ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html>)

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

27-2. 被災中小企業・小規模事業者対策【労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付について】

このたびの平成30年7月豪雨を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような特例措置を行っております。

1. 申告・納付期限の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、平成30年度に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての**期限が延長**されます。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含まれます。)

【指定地域】

愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市
-----	--------------

【要件】 特にありません（一律に延長されます）

- ※1 延長期限は平成30年11月27日（火）です。期限までに納めることが困難な事業主については、さらに延長できる場合があります。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続を行っていただきますよう、お願いいたします。

2. 納付の猶予

平成30年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】 すべての地域で申請可能

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

- ※1 保険料を免除をするものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納付期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

【問い合わせ先】

最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署（八幡浜 0894-22-1750）

27-3. 愛媛県豪雨災害緊急地域雇用維持助成金のご案内

愛媛県では、平成30年7月豪雨災害に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主に対し、標記助成金を上乗せ助成し、雇用環境の安定を図るとともに、被災事業主の事業再開を支援します。

1. 支給対象

愛媛県内に所在する事業所で、平成30年7月豪雨に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定（教育訓練・出向は対象外）を受けた事業主。

2. 助成金の額

国の雇用調整助成金の支給率に応じて、次の金額を助成。
(1事業所当たり年100万円を上限)

【助成金の額】

国支給率の区分	県助成金の額	
大企業（3分の2）	国の支給決定金額の	5分の1の額
中小企業（5分の4）	国の支給決定金額の	20分の3の額

【助成割合のイメージ】

	休業手当額		
大企業	国 2/3 (20/30)	県 2/15 (4/30)	企業 3/15 (6/30)
中小企業	国 4/5 (120/150)	県 3/25 (18/150)	企業 2/25 (12/150)

【申請・問い合わせ先】

- 愛媛県経済労働部雇用対策室 電話 089-912-2505
- 申請書類の入手方法 愛媛県ホームページからダウンロード
(「愛媛県、豪雨、雇用維持助成金」で検索)

27-4. 西予市中小企業者等復興補助金

平成 30 年 7 月豪雨で被災された市内の中小企業者等に対し、被災された施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。

【補助対象者】

平成 30 年 7 月豪雨で被災された、西予市内に住所を有する中小企業者等。

【補助対象期間（平成 30・31 年度）】（期間の延長を予定しています）

被災日以降に着手し、平成 32 年 3 月 31 日までに完了する事業。

【補助対象事業費】

平成 30 年 7 月豪雨により被災した事業用施設等の復旧を対象とし、総額が 15 万円以上で、他の補助制度を利用する場合の重複計上は認められない。

なお、保険金等が支払われる場合は補助対象事業費から差し引くものとします。

（対象事業費に含まれるもの）

- ・建物（店舗、工場、事務所、倉庫）及び附属設備（電気・給排水・冷暖房設備等）
- ・機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品の購入費等

（対象事業費に含まれないもの）

- ・土地の購入費、加入金等
- ・借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税など）、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等

【補助率及び補助金額】

補助率：補助対象事業費の 2/3 以内

補助金額：10 万円以上 150 万円以内

【申請期間（平成 31 年度）】

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 2 月 28 日まで

申請書類はホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

27-5. グループ補助金

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

【補助対象者】

平成 30 年 7 月豪雨で被害を受けた中小企業者もしくは中小企業事業協同組合等

西予市では、「がんばろう西予！復興プロジェクト」グループが、グループ認定を受けました。グループへの参加を希望される場合は、西予市役所、西予市商工会へご連絡ください。

【補助対象事業費】

施設、設備の復旧費用等
(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)

【補助率及び補助金額】

補助率：中小企業者等 3/4 (国 1/2、県 1/4)

上限額：15 億円

【ホームページ】

中小企業庁→平成 30 年 7 月豪雨関連情報→中小企業向け支援策ガイドブック→愛媛県→リーフレットから詳細な内容をご確認いただけます。ご活用ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html>)

【相談窓口】

グループ補助金相談窓口西予オフィス (愛媛県設置)
野村林業センター 3 階会議室 1

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408
西予市商工会 0894-62-1240

27-6. 災害関連対策資金等利子補給

愛媛県、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の災害関連融資に対し、利子の一部を市が補給します。

【補助対象者】

- ・ 市内に住所又は事務所を有する中小企業者
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨で被害を受けた者
- ・ 市税を完納している者

【補助対象資金】

- ・ 災害関連対策資金（愛媛県）
- ・ 災害復旧貸付
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨特別貸付
- ・ 小規模事業者経営改善貸付
- ・ 生活衛生改善資金（日本政策金融公庫）
- ・ 災害復旧資金（商工組合中央金庫）

【補給金額】

利子補給対象期間に支払った利子の全額

対象融資限度額：3,000 万円

対象融資利率：1.36%（日本政策金融公庫の災害貸付最高利率）

対象期間：運転資金 7 年

設備資金 10 年

【提出書類】

毎年 1 月から 12 月末までに支払われた利息分を確認できる資料を添えて、翌年 1 月下旬頃から申請を受け付ける予定です。

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

27-7. 経営再建に向けた相談会（愛媛県よろず支援拠点）

愛媛県よろず支援拠点は、豪雨災害により被災された中小・小規模事業者様の復興を支援するため、経営再建に向けた助言等を行う相談会を下記のとおり開催しています。

【よろず支援拠点とは】

経済産業省が平成26年6月に中小企業・小規模事業者の経営相談窓口として全国に設置した、事業に関わるお悩み、お困りごとを一緒に寄り添い考える民間手法を取り入れた経営相談窓口です。

【開催日時】

月曜日～金曜日（祝・祭日を除く）

10：30～16：00

【会場】

林業センター3階 西予オフィス（グループ補助金等の相談）

【内容】

中小企業者の被災者の経営再建に向けた個別相談

- ・ 再建に関する相談
- ・ 補助制度に関する相談
- ・ 融資制度に関する相談
- ・ 従業員に関する相談 など

専門知識豊富で多彩なコーディネーターが対応していただきます。

【申し込み先】

事前予約が優先です。

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408

28. 農地・農業施設の災害復旧

農地（田・畑）の土羽の崩落や土砂流入などや、農業用施設（農道、水路等）が被災した場合は、災害復旧事業として申請すれば、補助を受けることができます。

平成 30 年災害の査定が終了し、国庫補助の対象工事が確定しましたので、今後は再測量を実施したのち、順次、復旧工事に取り掛かる予定です。

国庫補助対象とならない災害については、市単独災害復旧事業をご用意しております（補助対象事業費 5 万円以上 40 万円まで）。7 月豪雨災害に限り、補助率を 80% にかさ上げしておりますのでご活用ください。補助申請書の提出は、平成 31 年 4 月 30 日を期限としております。

要件等がございますので、被災状況によっては、対象とならない場合もございます。詳しくは、下記担当課にご相談ください。

【問い合わせ先】

西予市役所 農業水産課 0894-62-6409

29. こころの健康相談

「夜中に度々目が覚める」「休めた感じがしない」「仕事に集中できない」「日々疲れている」「話を聞いてほしい」など心身の不調を感じていませんか。少し話をして、こころの手当てをしませんか。

1) 電話相談

【問い合わせ先】

■西予市役所 健康づくり推進課 0894-62-6407

〈平日：8時30分～17時15分〉

*保健師が対応いたします。必要に応じ、面接や訪問等もいたします。

2) こころの保健室

【問い合わせ先】

■こころの保健室 070-2646-9753

〈毎月 第2火曜日・第4土曜日：10時00分～16時00分〉

場所：西予市野村公民館 2階小会議室 (野村町野村12号619番地1)

*愛媛県精神保健福祉士会 精神保健福祉士が対応いたします。

必要に応じ、訪問等もいたします。

*こころの保健室に関するお問い合わせは、

西予市役所 健康づくり推進課 0894-62-6407 または

愛媛県 健康増進課 089-912-2403 です。

話を聞いてもらうことで、気持ちが少し楽になることもあります。
お気軽にお声かけください。

30. 自然災害に便乗した義援金詐欺・悪質商法への注意喚起

自然災害に便乗した義援金詐欺・悪質商法などの事案が発生することがあります。困ったことなどがあれば、西予市消費生活センターまでご相談ください。

【事案】

「野村町の断水地域において、川の水を浄化し水を供給する装置を購入するための義援金」と称して、SNSに不審な内容の投稿があるとの情報がありました。過去の自然災害においても、被災者支援の募金を装って金銭をだまし取る義援金詐欺と疑われる事案が発生しています。

素性のはっきりしない個人や団体への募金については、すぐにお金を送らず、慎重に判断してください。

【今後発生が懸念される事案】

住宅修理やリフォーム工事など強引な勧誘を受け、不当な契約をしてしまった等の契約トラブルが発生する恐れがあります。勧誘を受けても業者の説明を鵜呑みにせず、家族や友人に相談するなど、その場で契約しないようにしましょう。

【問い合わせ先】

- ・西予市消費生活センター 0894-62-1285
平日 午前8時30分から午後5時15分
- ・国民生活センター 消費者ホットライン 188（市外局番なし）
土日祝日 午前10時から午後4時

31. 自然災害を補償する損害保険について

自然災害を補償する損害保険について、一般社団法人日本損害保険協会が、契約内容の確認などの相談を受け付けています。災害により契約書類等を紛失された場合など、下記の自然災害等損保契約照会センターへお問合せください。

一般社団法人 日本損害保険協会 相談窓口

○そんぽ ADR センター

TEL : 0570-022808 (ナビダイヤル : 通話料有料)

受付時間 9 : 15~17 : 00 (月~金曜日)

(祝日・休日及び12月30日~1月4日をのぞく)

【問い合わせ先】

○自然災害等損保契約照会センター

TEL : 0120-501331

受付時間 9 : 15~17 : 00 (月~金曜日)

(祝日・休日及び12月30日~1月4日をのぞく)

※自然災害等損保契約照会センターでは、災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様について、損害保険の契約有無のご照会を受け付けています。